

サービック会社と「休業」における課題提出強要 などについて団体交渉を開催！

8月4日、サービック会社と「休業である自宅待機に課題を課せて提出を強要することはやめること。これまで課題提出を強要したことに対する謝罪を求める緊急申し入れ」「定期健康診断に関する申し入れ」「緊急事態宣言発令時における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急申し入れ」「鳥飼事業所における自宅待機に関する緊急申し入れ」に基づく団体交渉を開催しました。

サービック会社の勝手解釈で呆れた回答！

* 「休業である「自宅待機」に業務指示で課題提出を指示しているが、何を根拠に業務指示を出しているのか明らかにすること」

【サービック会社の回答】

* 『コロナ禍における「休業」としての「自宅待機」である以上、「休暇」とは別物であることは自明であり、自宅待機は労務提供の義務が残存している。よって、「常に連絡が取れる状態にすること」「生活の維持を目的とした外出を除いて自宅で待機すること」「空いた時間等を活用して課題を作成すること」などの指示を行っている』

「休業」も「休暇」も「労働せずに休むこと」 労務提供の義務などまったくない！

サービック会社の呆れた回答に対する返答としては「呆れて開いた口が塞がらない」「呆れてものも言えない」ということです。まずコロナ禍であろうと「休業」は休業なのです。「自宅待機」はサービック会社が勝手に言っているだけで就業規則にもありません。「休業」と「休暇」の違いは「休暇は労働者が休暇を希望して労務義務を免除してもらう」ことで、共に「労働をせずに休むこと」は同じです。

サービック会社の「労務提供の義務が残存している」という回答は、一体何を根拠にしているのか意味不明です。ハッキリしているのは「労務提供の義務はまったくない」ことです。

休業中に出せない業務指示を出したことに對して 間違った業務指示を撤回し謝罪しろ！